**自治会・町内会等の個人情報取扱基準（例）**

〇〇〇自治会個人情報取扱基準

（　　　　年　　月　　日総会議決）

　（目的）

第1条　この取扱基準は、〇〇〇自治会（以下「本会」という。）が保有する個人情報について適正な取扱いの確保を目的として定めます。

　（責務）

第２条　本会は、個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）を遵守するとともに、自治会活動において個人情報の保護に努めます。

　（周知）

第３条　本会は、この取扱基準を、総会資料又は回覧により少なくとも毎年１回は全員に周知します。

　（個人情報の取得）

第４条　本会は、会長が「加入申込書」などを会員又は会員になろうとする者から受理することにより、個人情報を取得します。

２　本会が会員から取得する個人情報は、氏名、生年月日、住所、電話番号、緊急時の援護の要否、避難支援等を必要とする事由、緊急連絡先その他の事項で、会員が同意する事項とします。

３　本会が配付する〇〇〇自治会会員名簿に記載する個人情報は、氏名、住所、電話番号………で、会員が同意する事項とします。

４　要援護者の支援のため、障害や病歴などの要配慮個人情報を取得する際は、本人の同意を得て取得します。

　（利用）

第５条　本会が保有する個人情報は、次の各号に掲げる活動等に利用します。

（１）会員名簿、会員地図等の作成

（２）会費の請求及び管理

（３）回覧その他文書の送付

（４）災害等の緊急時における支援活動

（５）入学祝、敬老祝等の対象者の把握

（６）会報への掲載

　（管理）

第６条　個人情報は、会長又は会長が指定する役員等（以下「管理者」という。）が保管し、適正に管理します。

２　不要となった個人情報は、適正かつ速やかに復元不可能な状態にして廃棄します。

　（提供）

第７条　個人情報は、次に掲げる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者に提供しません。

（１）会員本人から個人情報を取得する際に伝えて同意を得ている範囲で提供する場合

（２）法令に基づく場合

（３）人の生命、身体又は財産の保護のために必要な場合

（４）公衆衛生の向上又は児童の健全育成の推進に必要がある場合

（５）国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が、法令に定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合

　（秘密保持義務）

第８条　管理者は、職務上知ることができた個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用しません。その職を退いた後も同様とします。

　（第三者提供に係る記録の作成）

第９条　管理者は、個人情報を第三者に提供したときは、法第２５条に定める第三者提供に係る記録を作成し、保管します。

　（第三者提供を受ける際の確認等）

第１０条　管理者は、第三者から個人情報を受けるに際しては、法第２６条に定める第三者提供を受ける際の確認を行い、記録を作成し、保管します。

　（開示）

第１１条　会員は、第４条の規定に基づき提供した会員本人の個人情報について管理者に対し開示を請求することができます。

２　管理者は、会員本人から会員本人の個人情報の開示について請求があったときは、本人に開示します。

　（訂正等及び利用の停止等）

第１２条　会員は、第４条に基づき提供した会員本人の個人情報について管理者に対し訂正等及び利用の停止等を求めることができます。

２　前項の請求があったときは、管理者は、該当する個人情報の訂正等及び利用の停止等を行います。ただし、各会員にすでに配付されている会員名簿等は、訂正等及び利用の停止等について会員に連絡することをもってこれに替えることができるものとします。

　（苦情の処理）

第１３条　管理者は、本会の個人情報の取扱いについての苦情があったときは、適切かつ迅速な対応に努めるものとします。